



2024年2月9日

各 位

会社名 株式会社メドレックス
代表者名 代表取締役社長 松村米浩
(コード番号：4586 東証グロース)
問合せ先 取締役 藤岡健
経営管理部長
(TEL. 03-3664-9665)

監査等委員会設置会社への移行、定款一部変更及び
移行後の役員人事（監査等委員である取締役候補者）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年3月28日開催予定の第22期定時株主総会での承認可決を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議しました。

また、これに伴い、同定時株主総会に付議する定款一部変更及び監査等委員である取締役候補者を併せて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 目的

監査等委員である社外取締役へ取締役会の議決権を付与することによって、取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性を一層向上させ、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することとしました。

(2) 時期

2024年3月28日開催予定の第22期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

監査等委員会への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規程の新設並びに監査役会及び監査役に関する規程の削除等を行います。

(2) 変更内容

変更内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年3月28日（木）予定
定款変更の効力発生日 2024年3月28日（木）予定

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 監査等委員である取締役候補者

(2024年3月28日開催予定の第22期定時株主総会に付議)

氏名	新役職名	現役職名
岩谷 邦夫	社外取締役（監査等委員）	社外取締役
山崎 泰志	社外取締役（監査等委員）	社外監査役
大城 紀子	社外取締役（監査等委員）	（新任）
森川 さち子	社外取締役（監査等委員）	（新任）

（ご参考）

新任社外取締役（監査等委員）候補者の略歴

氏名 (生年月日)	略歴
<small>おおき のりこ</small> 大城 紀子 (1972年12月27日生) (注)	1995年10月 スタンフォード大学医学部産婦人科 客員研究員 1998年4月 日本リーバ株式会社（現ユニリーバ・ジ ャパン）入社 2001年8月 ユニリーバ・南アフリカ出向 2005年12月 B-Bridge International, Inc. 入社 2008年4月 独立コンサルタント（主に製薬・バイオ 企業へのコンサルティング） 2013年1月 米国公認会計士 ライセンス取得 2022年12月 The Mentholatum Company（ロート製薬 グループ会社）入社（現任）
<small>もりかわ さちこ</small> 森川 さち子 (1977年5月13日生)	2003年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人 トーマツ）入所 2011年10月 税理士法人トーマツ（現デロイト トー マツ税理士法人）入所 2011年10月 森川さち子公認会計士事務所 代表（現 任）

(注) 大城紀子の戸籍上の氏名は増田紀子です。

(2) 退任予定の監査役

(2024年3月28日開催予定の第22期定時株主総会の終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職名
福井 優	常勤監査役
團野 浩	社外監査役

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 	<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 会計監査人
<p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、7名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u> 	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u>
<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (省略) 	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から代表取締役を選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額を限度として賠償責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>全条</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤監査等委員)</p> <p>第 31 条 監査等委員会はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令および本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
(会計監査人の報酬) 第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	<p>(会計監査人の報酬)</p> <p>第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>当社は、第 22 期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任を、法令の定める限度額の範囲内において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>